

(その1)

【 令和 4 年 分 】

収 支 報 告 書

1	政治団体の名称	自由民主党秋田県ふるさと振興支部
2	主たる事務所の所在地	〒010-0951 秋田市山王3-1-7東カンビル4階
3	代表者の氏名	中泉 松司
4	会計責任者の氏名	清水 正幸
	収支報告書作成担当者の氏名	伊藤 香織
	電話連絡先	018-853-1161

※選管受付印



政256

※ 太枠内に必要事項を記入してください。

(※該当箇所へ☑を入れる)

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 (=政治団体以外の者が対価1千万円以上のパーティを開催した場合)	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 秋田県内	<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等

(※前年12月31日又は解散日現在)

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
(※以下は、「有」の場合のみ記載)	
公職の種類	(現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	

(※前年12月31日又は解散日現在)

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	中泉 松司
公職の種類	(現・候)

資金管理団体の指定の期間

(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	4年	1月	1日から
令和	4年	12月	31日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

		十億 百万 千 円
収入総額	A=B+C	15,339,081
	(前年からの繰越額) B	4,384,210
	(本年の収入額) C	10,954,871
支出総額	D	7,749,242
翌年への繰越額	E=A-D	7,589,839

←前年の「翌年への繰越額」と一致

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億 百万 千 円
金額	464,750
員数 (党費又は会費を納入した実人数)	487

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附	1,910,000	(※その7①に内訳を記載)
(うち特定寄附)		(※資金管理団体のみ)
(イ) 法人その他の団体からの寄附	6,000,000	(※その7②に内訳を記載)
(ウ) 政治団体からの寄附	1,000,000	(※その7③に内訳を記載)
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	8,910,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		(※その8に内訳を記載)
イ 政党匿名寄附		(※その9に内訳を記載)
合 計 (ア+イ)	8,910,000	

(その7①)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
吉成 仁	十億 百万 千 円 10,000	R4. 01. 24	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 仁	10,000	R4. 02. 24	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 仁	10,000	R4. 03. 23	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 仁	10,000	R4. 04. 22	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 仁	10,000	R4. 05. 24	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 仁	10,000	R4. 06. 23	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 仁	10,000	R4. 07. 22	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 仁	10,000	R4. 08. 24	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 仁	10,000	R4. 09. 21	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 仁	10,000	R4. 10. 24	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 仁	10,000	R4. 11. 24	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 仁	10,000	R4. 12. 22	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
(小計) 120,000円						
藤原慶正	120,000	R4. 02. 05	潟上市天王字上江川47-462	医師		
藤本 学	120,000	R4. 02. 08	北秋田市伊勢町18-9	会社役員		
この頁の小計	360,000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
その他の寄附						
合計						

(その7①)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
小畑悟	十億 百万 千 円 120,000	R4. 02. 15	秋田市将軍野南1-13-21	会社役員		
西村幸彦	120,000	R4. 02. 28	秋田市中通2-2-32	会社役員		
黒澤晋一	240,000	R4. 02. 28	秋田市中通3-4-37	会社役員		
小野崎圭助	120,000	R4. 03. 09	湯沢市表町3-1-29	医師		
藤澤正義	120,000	R4. 03. 22	秋田市南通築地11-39	会社役員		
石井資就	120,000	R4. 03. 31	秋田市川尻町字大川反233-49	会社役員		
熊谷精孝	120,000	R4. 03. 31	秋田市河辺三内字曾場台14	会社役員		
荒牧敦郎	120,000	R4. 04. 07	秋田市八橋三和町12-15ローヤルハイツ102	会社員		
佐藤昌郁	120,000	R4. 09. 27	北秋田市木戸石字屋布袋28-1	会社役員		
中川薫清	50,000	R4. 05. 27	秋田市下新城中野字街道端西26			
齋藤嘉憲	300,000	R4. 12. 19	秋田市下新城小友字蚕沢40			
この頁の小計	1,550,000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
その他の寄附						
合計	1,910,000					

(その7②)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		法人・その他の団体
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株) 秋田中央機工	十億 百万 120,000 千 円	R4. 01. 05	潟上市天王字棒沼台282	三浦正義	
秋田いすゞ自動車(株)	120,000	R4. 01. 20	秋田市寺内字蛭根85-7	辻良之	
加藤建設(株)	120,000	R4. 01. 31	秋田市泉北3-4-20	加藤俊介	
六郷小型貨物自動車運送(株)	120,000	R4. 02. 08	仙北郡美郷町六郷字往還南12-1	近藤哲泰	
(株) CSE	120,000	R4. 02. 08	秋田市八橋鯨沼町1-59	三浦廣巳	
(株) 長谷駒組	120,000	R4. 02. 08	秋田市南通築地8-10	長谷川尚造	
ろばた焼き檜森	120,000	R4. 02. 09	秋田市中通4-13-15	檜森繁子	
秋田印刷製本(株)	120,000	R4. 02. 09	秋田市御所野湯本2-1-9	大門一平	
秋田護国神社	120,000	R4. 02. 14	秋田市寺内大畑5-3	面山浩康	
秋田県農協中央会	120,000	R4. 02. 15	秋田市八橋南2-10-16	斉藤一志	
(株) 男鹿興業社	120,000	R4. 02. 18	秋田市新屋鳥木町1-98	國安法伸	
タプロス(株)	120,000	R4. 02. 21	秋田市寺内字後城322-3	木村繁	
朝日建設(株)	120,000	R4. 02. 21	北秋田市脇神字平崎川戸沼12-7	小林郷司	
三国商事(株)	120,000	R4. 02. 21	能代市二ツ井町小繫字恋の沢77-1	三國晋一郎	
(株) 佐藤企画興業	120,000	R4. 02. 24	秋田市豊岩石田坂字坂ノ下112	佐藤紘一	
(株) 秋田エスエス商運	120,000	R4. 02. 28	秋田市仁井田目長田3-5-2	佐賀晴樹	
(株) コネクト	120,000	R4. 02. 28	秋田市旭南3-3-27	中村猛留	
この頁の小計	2,040,000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。			
その他の寄附					
合計					

(その7②)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		法人・その他の団体
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株) 清水組	十億 百万 千 円 360,000	R4. 02. 28	男鹿市船越字船越285	清水隆成	
(株) 能登谷工務所	120,000	R4. 02. 28	秋田市旭南3-3-30	能登谷正人	
羽後電設工業(株)	120,000	R4. 02. 28	秋田市八橋イサノ2-15-25	七山慎一	
秋印(株)	120,000	R4. 02. 28	秋田市外旭川字一本木80-4	三浦征善	
(有) 育栄テクノ	120,000	R4. 02. 28	秋田市外旭川字鳥谷場243-1	伊藤亨	
(株) 福井	120,000	R4. 02. 28	秋田市土崎港北7-5-37	石井伸	
(株) 眞宮技術	120,000	R4. 02. 28	秋田市山王5-11-9	眞宮昌	
ユナイテッド計画(株)	120,000	R4. 02. 28	秋田市寺内蛭根3-24-3	平野久貴	
(株) 宇佐見経営	120,000	R4. 03. 01	秋田市中通5-6-33	宇佐見康伸	
(株) 菅与組	240,000	R4. 03. 09	潟上市昭和乱橋字下畑50	菅原孝次郎	
(株) 三義	120,000	R4. 03. 10	由利本荘市東梵天293-2	小野敬之	
大森建設(株)	120,000	R4. 03. 10	能代市河戸川字北西山48-1	大森三四郎	
山二建設資材(株)	120,000	R4. 03. 15	秋田市御所野湯本3-1-5	田口清光	
(株) ロジリンクス	120,000	R4. 03. 15	仙台市宮城野区中野5-4-25	太宰榮一	
北林商事(株)	120,000	R4. 03. 17	秋田市卸町5-13-24	北林忍	
(協組) 秋田市民市場	120,000	R4. 03. 30	秋田市中通4-7-35	進藤政弘	
猿田興業(株)	120,000	R4. 03. 31	秋田市山王6-10-9	猿田知久	
この頁の小計	2,400,000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。			
その他の寄附					
合計					

(その7②)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		法人・その他の団体
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)田村建設	十億 百万 120,000 千 円	R4. 03. 31	秋田市仁井田新田1-17-25	田村典幸	
(株)サノ・ホールディングス	120,000	R4. 03. 31	秋田市保戸野通町3-31	佐野元彦	
羽後設備(株)	120,000	R4. 04. 01	秋田市泉中央2-2-29	佐藤裕之	
秋田県歯科医師連盟	120,000	R4. 04. 21	秋田市川尻町字大川反170-102	藤原元彦	
むつみ造園土木(株)	120,000	R4. 05. 10	秋田市山王5-13-3	佐々木創太	
JGC(株)	120,000	R4. 06. 28	神戸市長田区西山町4-21-20	藤本誠	
(株)協設	60,000	R4. 02. 10	秋田市八橋三和町11-27	吉田孝二	
(株)協設	60,000	R4. 11. 18	秋田市八橋三和町11-27	吉田孝二	
(株)三勇建設	10,000	R4. 01. 20	秋田市外旭川字四百刈72	三浦稔	
(株)三勇建設	10,000	R4. 02. 21	秋田市外旭川字四百刈72	三浦稔	
(株)三勇建設	10,000	R4. 03. 22	秋田市外旭川字四百刈72	三浦稔	
(株)三勇建設	10,000	R4. 04. 20	秋田市外旭川字四百刈72	三浦稔	
(株)三勇建設	10,000	R4. 05. 20	秋田市外旭川字四百刈72	三浦稔	
(株)三勇建設	10,000	R4. 06. 20	秋田市外旭川字四百刈72	三浦稔	
(株)三勇建設	10,000	R4. 07. 20	秋田市外旭川字四百刈72	三浦稔	
(株)三勇建設	10,000	R4. 08. 22	秋田市外旭川字四百刈72	三浦稔	
(株)三勇建設	10,000	R4. 09. 20	秋田市外旭川字四百刈72	三浦稔	
この頁の小計	930,000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。			
その他の寄附					
合計					

(その7②)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		法人・その他の団体
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)三勇建設	十億 百万 10,000 ^千 円	R4. 10. 20	秋田市外旭川字四百刈72	三浦稔	
(株)三勇建設	10,000	R4. 11. 21	秋田市外旭川字四百刈72	三浦稔	
(株)三勇建設	10,000	R4. 12. 20	秋田市外旭川字四百刈72	三浦稔	
(株)ウイングガード	10,000	R4. 01. 31	秋田市外旭川字四百刈72	柏木徳昭	
(株)ウイングガード	10,000	R4. 02. 28	秋田市外旭川字四百刈72	柏木徳昭	
(株)ウイングガード	10,000	R4. 03. 31	秋田市外旭川字四百刈72	柏木徳昭	
(株)ウイングガード	10,000	R4. 04. 28	秋田市外旭川字四百刈72	柏木徳昭	
(株)ウイングガード	10,000	R4. 05. 31	秋田市外旭川字四百刈72	柏木徳昭	
(株)ウイングガード	10,000	R4. 06. 30	秋田市外旭川字四百刈72	柏木徳昭	
(株)ウイングガード	10,000	R4. 07. 29	秋田市外旭川字四百刈72	柏木徳昭	
(株)ウイングガード	10,000	R4. 08. 31	秋田市外旭川字四百刈72	柏木徳昭	
(株)ウイングガード	10,000	R4. 09. 30	秋田市外旭川字四百刈72	柏木徳昭	
(株)ウイングガード	10,000	R4. 10. 31	秋田市外旭川字四百刈72	柏木徳昭	
(株)ウイングガード	10,000	R4. 11. 30	秋田市外旭川字四百刈72	柏木徳昭	
(株)ウイングガード	10,000	R4. 12. 29	秋田市外旭川字四百刈72	柏木徳昭	
(有)三伸商事	10,000	R4. 01. 31	秋田市外旭川字四百刈72	三浦勇人	
(有)三伸商事	10,000	R4. 02. 28	秋田市外旭川字四百刈72	三浦勇人	
この頁の小計	170,000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。			
その他の寄附					
合計					

(その7②)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		法人・その他の団体
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(有)三伸商事	十億 百万 千 円 10,000	R4. 03. 31	秋田市外旭川字四百刈72	三浦勇人	
(有)三伸商事	10,000	R4. 04. 28	秋田市外旭川字四百刈72	三浦勇人	
(有)三伸商事	10,000	R4. 05. 31	秋田市外旭川字四百刈72	三浦勇人	
(有)三伸商事	10,000	R4. 06. 30	秋田市外旭川字四百刈72	三浦勇人	
(有)三伸商事	10,000	R4. 07. 29	秋田市外旭川字四百刈72	三浦勇人	
(有)三伸商事	10,000	R4. 08. 31	秋田市外旭川字四百刈72	三浦勇人	
(有)三伸商事	10,000	R4. 09. 30	秋田市外旭川字四百刈72	三浦勇人	
(有)三伸商事	10,000	R4. 10. 31	秋田市外旭川字四百刈72	三浦勇人	
(有)三伸商事	10,000	R4. 11. 30	秋田市外旭川字四百刈72	三浦勇人	
(有)三伸商事	10,000	R4. 12. 29	秋田市外旭川字四百刈72	三浦勇人	
(株)秋田市場運送	10,000	R4. 01. 25	秋田市外旭川字待合28	赤上信弥	
(株)秋田市場運送	10,000	R4. 02. 25	秋田市外旭川字待合28	赤上信弥	
(株)秋田市場運送	10,000	R4. 03. 25	秋田市外旭川字待合28	赤上信弥	
(株)秋田市場運送	10,000	R4. 04. 25	秋田市外旭川字待合28	赤上信弥	
(株)秋田市場運送	10,000	R4. 05. 25	秋田市外旭川字待合28	赤上信弥	
(株)秋田市場運送	10,000	R4. 06. 27	秋田市外旭川字待合28	赤上信弥	
(株)秋田市場運送	10,000	R4. 07. 25	秋田市外旭川字待合28	赤上信弥	
この頁の小計	170,000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。			
その他の寄附		5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。			
合計					

(その7②)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		法人・その他の団体
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株) 秋田市場運送	十億 百万 10,000 ^千 円	R4. 08. 25	秋田市外旭川字待合28	赤上信弥	
(株) 秋田市場運送	10,000	R4. 09. 26	秋田市外旭川字待合28	赤上信弥	
(株) 秋田市場運送	10,000	R4. 10. 25	秋田市外旭川字待合28	赤上信弥	
(株) 秋田市場運送	10,000	R4. 11. 25	秋田市外旭川字待合28	赤上信弥	
(株) 秋田市場運送	10,000	R4. 12. 26	秋田市外旭川字待合28	赤上信弥	
秋田海陸運送(株)	10,000	R4. 01. 31	秋田市土崎港西2-5-9	西宮公平	
秋田海陸運送(株)	10,000	R4. 02. 28	秋田市土崎港西2-5-9	西宮公平	
秋田海陸運送(株)	10,000	R4. 03. 31	秋田市土崎港西2-5-9	西宮公平	
秋田海陸運送(株)	10,000	R4. 04. 28	秋田市土崎港西2-5-9	西宮公平	
秋田海陸運送(株)	10,000	R4. 05. 31	秋田市土崎港西2-5-9	西宮公平	
秋田海陸運送(株)	10,000	R4. 06. 30	秋田市土崎港西2-5-9	西宮公平	
秋田海陸運送(株)	10,000	R4. 07. 29	秋田市土崎港西2-5-9	西宮公平	
秋田海陸運送(株)	10,000	R4. 08. 31	秋田市土崎港西2-5-9	西宮公平	
秋田海陸運送(株)	10,000	R4. 09. 30	秋田市土崎港西2-5-9	西宮公平	
秋田海陸(株)	10,000	R4. 10. 31	秋田市土崎港西2-5-9	西宮公平	
秋田海陸(株)	10,000	R4. 11. 30	秋田市土崎港西2-5-9	西宮公平	
秋田海陸(株)	10,000	R4. 12. 29	秋田市土崎港西2-5-9	西宮公平	
この頁の小計	170,000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。			
その他の寄附					
合計					

(その7②)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		法人・その他の団体
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)仲村保険サービス	十億 百万 10,000 ^千 円	R4.01.14	男鹿市船越字内子32-15	仲村厚悦	
(株)仲村保険サービス	10,000	R4.02.16	男鹿市船越字内子32-15	仲村厚悦	
(株)仲村保険サービス	10,000	R4.03.17	男鹿市船越字内子32-15	仲村厚悦	
(株)仲村保険サービス	10,000	R4.04.19	男鹿市船越字内子32-15	仲村厚悦	
(株)仲村保険サービス	10,000	R4.05.19	男鹿市船越字内子32-15	仲村厚悦	
(株)仲村保険サービス	10,000	R4.06.16	男鹿市船越字内子32-15	仲村厚悦	
(株)仲村保険サービス	10,000	R4.07.14	男鹿市船越字内子32-15	仲村厚悦	
(株)仲村保険サービス	10,000	R4.08.18	男鹿市船越字内子32-15	仲村厚悦	
(株)仲村保険サービス	10,000	R4.09.20	男鹿市船越字内子32-15	仲村厚悦	
(株)仲村保険サービス	10,000	R4.10.20	男鹿市船越字内子32-15	仲村厚悦	
(株)仲村保険サービス	10,000	R4.11.21	男鹿市船越字内子32-15	仲村厚悦	
(株)仲村保険サービス	10,000	R4.12.16	男鹿市船越字内子32-15	仲村厚悦	
この頁の小計	120,000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。			
その他の寄附		5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。			
合計	6,000,000				

(その7③)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		政治団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
宏池政策研究会	十億 百万 千 円 500,000	R4. 06. 21	東京都千代田永田町1-11-32	岸田文雄		
宏池政策研究会	500,000	R4. 12. 21	東京都千代田永田町1-11-32	岸田文雄		
この頁の小計	1,000,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
その他の寄附						
合計	1,000,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額	備 考	
			うち本部又は支部に供与した 交付金(会費等)に係る支出 (再掲)	
1 経 常 経 費	(1) 人 件 費	2,579,826		
	(2) 光 熱 水 費	65,086		
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	143,362		
	(4) 事 務 所 費	2,778,948		
	小 計 (A)	5,567,222		
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費	1,958,445		
	(2) 選 挙 関 係 費			
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 (ア～エの計)	223,575		(ア～エの計)を記載
	(ア) 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費			
	(イ) 宣 伝 事 業 費	223,575		
	(ウ) 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費			
	(エ) そ の 他 の 事 業 費			
	(4) 調 査 研 究 費			
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金			
(6) そ の 他 の 経 費				
小 計 (B)	2,182,020			
合 計 (A+B)	7,749,242			「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金等に係る支出は、(その16)本部・支部間の交付金支出の内訳と対応する。

(その14)

(※この様式は、経常経費の支出があった国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ提出してください。)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			(4) 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
家賃(2月分)	十億 百万 千 円 90,031	R4.01.19	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(3月分)	90,031	R4.02.21	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(4月分)	90,031	R4.03.18	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(5月分)	90,031	R4.04.19	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(6月分)	90,031	R4.05.25	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(7月分)	90,031	R4.06.17	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(8月分)	90,031	R4.07.20	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(9月分)	90,031	R4.08.19	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(10月分)	90,031	R4.09.22	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(11月分)	90,031	R4.10.21	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(12月分)	90,031	R4.11.17	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(1月分)	90,031	R4.12.21	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
NHK受信料	24,185	R4.06.27	日本放送協会	秋田市東通仲町4-2	
電話料金(1月分)	11,893	R4.01.27	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金(2月分)	10,840	R4.02.22	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
この頁の小計	1,127,290	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付)			
その他の支出		←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
合計					

(その14)

(※この様式は、経常経費の支出があった国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ提出してください。)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分 (4) 事務所費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考	
電話料金(3月分)	十億 百万 千 円 10,741	R4.03.24	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
電話料金(4月分)	11,308	R4.04.21	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
電話料金(5月分)	11,521	R4.05.25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
電話料金(6月分)	10,984	R4.06.23	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
電話料金(7月分)	12,570	R4.07.25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
電話料金(8月分)	15,642	R4.08.29	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
電話料金(9月分)	11,310	R4.09.27	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
電話料金(10月分)	12,005	R4.10.30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
電話料金(11月分)	12,005	R4.11.25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
電話料金(12月分)	11,906	R4.12.21	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
監査料	19,958	R4.04.04	税理士福井治	秋田市桜2-5-3		
サーバー利用料	165,000	R4.02.04	(株)トラパンツ	秋田市旭北栄町1-48		
コピー料金	13,687	R4.01.25	富士フイルムBI秋田(株)	秋田市川尻町字大川反170-92		
コピー料金	12,972	R4.02.25	富士フイルムBI秋田(株)	秋田市川尻町字大川反170-92		
コピー料金	19,025	R4.03.30	富士フイルムBI秋田(株)	秋田市川尻町字大川反170-92		
この頁の小計	350,634	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付)				
その他の支出		←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。				
合計						

(その14)

(※この様式は、経常経費の支出があった国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ提出してください。)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			(4) 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
コピー料金	十億 百万 千 円 14,080	R4.04.26	富士フィルムBI秋田(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	14,080	R4.05.31	富士フィルムBI秋田(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	14,080	R4.06.29	富士フィルムBI秋田(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	14,006	R4.07.28	富士フィルムBI秋田(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	13,929	R4.08.26	富士フィルムBI秋田(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	13,937	R4.09.29	富士フィルムBI秋田(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	23,411	R4.10.28	富士フィルムBI秋田(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	27,529	R4.11.28	富士フィルムBI秋田(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	26,510	R4.12.26	富士フィルムBI秋田(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピーリース料	31,944	R4.08.29	三菱HCビジネスリース(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
切手代	43,680	R4.11.25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
お菓子代	14,332	R4.03.08	(有)鼎家	潟上市天王字上江川47-1203	
酒代	31,615	R4.04.06	村井酒店	由利本荘市石脇字石脇238	
飲食代	14,000	R4.11.20	焼肉の松園	秋田市土崎港中央1-14-23	
飲食代	45,000	R4.12.28	居酒屋しんちゃん	秋田市土崎港中央3-3-3	
この頁の小計	342,133	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
その他の支出	958,891				
合計	2,778,948				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (組織対策費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
会費	十億 百万 千 円 11,000	R4.01.05	二日会	秋田市仁井田目長田3-5-2	
年会費	74,100	R4.02.04	秋田港ライオンズクラブ	秋田市土崎港中央1-6-33	
年会費	30,000	R4.03.08	土崎経済同友会	秋田市土崎港中央6-10-10	
年会費	12,000	R4.03.18	秋田救難隊後援会	秋田市雄和椿川字山籠23-26	領収書無し
年会費	15,000	R4.05.14	21世紀の医療を守る会	秋田市千秋久保田町6-6	
会費	96,000	R4.05.25	港商友会	秋田市土崎港西1-9-1	
年会費	30,000	R4.06.14	土崎経済同友会	秋田市土崎港中央6-10-10	
会費	20,000	R4.07.01	まちづくりトライ・アングル	秋田市泉北3-4-20	
会費	12,000	R4.08.02	秋田救難隊後援会	秋田市雄和椿川字山籠23-26	領収書無し
会費	30,000	R4.08.03	秋田市竿燈会	秋田市大町1-3-30	
会費	84,900	R4.09.02	秋田港ライオンズクラブ	秋田市土崎港中央1-6-33	
電報代(12月分)	21,050	R4.01.11	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(1月分)	13,550	R4.02.14	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(2月分)	17,500	R4.03.17	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(3月分)	18,550	R4.04.12	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
この頁の小計	485,650	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
その他の支出					
合計					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (組織対策費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
電報代(4月分)	十億 百万 千 円 27,200	R4.05.10	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(6月分)	16,350	R4.07.07	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(7月分)	15,550	R4.08.19	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(8月分)	20,000	R4.09.15	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(9月分)	19,650	R4.10.14	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(10月分)	15,200	R4.11.07	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(11月分)	16,900	R4.12.08	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
航空券代	28,390	R4.01.20	日本航空(株)	東京都品川区東品川2-4-11	
宿泊代	15,230	R4.02.17	赤坂エクセルホテル東急	東京都千代田区永田町2-14-3	
宿泊代	15,530	R4.03.16	赤坂エクセルホテル東急	東京都千代田区永田町2-14-3	
宿泊代	11,550	R4.04.20	赤坂エクセルホテル東急	東京都千代田区永田町2-14-3	
宿泊代	14,500	R4.06.15	赤坂エクセルホテル東急	東京都千代田区永田町2-14-3	
ETC利用料	14,900	R4.02.10	(株)JCB	鳥取市若葉台北6-1-1	
ETC利用料	12,030	R4.06.12	(株)JCB	鳥取市若葉台北6-1-1	
キャンセル料	38,438	R4.12.16	秋田ステーションビル(株)ホテルメトロポリタン秋田	秋田市中通7-2-1	
この頁の小計	281,418	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付)			
その他の支出		←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
合計					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 宣伝事業費 ()		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
封筒印刷代	十億 百万 千 円 13,200	R4.06.06	(株)塚田美術印刷	秋田市大町1-6-6	
封筒印刷代	13,200	R4.10.14	(株)塚田美術印刷	秋田市大町1-6-6	
為書台紙	88,000	R4.03.17	(株)アクティス	秋田市泉南1-2-4	
掲示看板用シール	86,900	R4.03.17	(株)アクティス	秋田市泉南1-2-4	
この頁の小計	201,300		1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。		
その他の支出	22,275				
合計	223,575				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

※全項目について「有」又は「無」に☑を入れる。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

(添付したものに☑をつける。)

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 1 領収書等の写し |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。) |

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 4 月 6 日	
政治団体の名称	自由民主党秋田県ふるさと振興支部
会計責任者の氏名	清水 正幸
※代表者の氏名	

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を有する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体でなくなった旨の届」(資金管理団体のみ)も併せて提出する。

政治資金監査報告書

令和5年4月6日

自由民主党秋田県ふるさと振興支部

代表 中泉 松司 殿

登録政治資金監査人 福 丹 治

登 録 番 号 第 11172 号

研修修了年月日 平成21年4月21日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党秋田県ふるさと振興支部の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、自由民主党秋田県ふるさと振興支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

自由民主党秋田県ふるさと振興支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党秋田県ふるさと振興支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上